

平成27年8月6日

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告するとともに、別紙第2のとおり勧告し、一般職の職員の勤務時間について別紙第3のとおり報告するとともに、別紙第4のとおり勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第5のとおり報告する。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告	1
報告の概要	1
第1 給与勧告制度の基本的考え方	2
第2 官民給与の状況と給与改定	3
第3 給与制度の総合的見直し	14
第4 給与勧告実施の要請	15
別紙第2 職員の給与の改定に関する勧告	21
別紙第3 職員の勤務時間に関する報告	1
1 フレックスタイム制の拡充の必要性	1
2 フレックスタイム制の拡充に当たっての基本的な考え方	3
3 フレックスタイム制の拡充の概要等	4
4 フレックスタイム制を活用していくための留意点	5
5 フレックスタイム制の拡充の実施時期	6
6 フレックスタイム制の拡充に関する勧告の実施の要請	6
別紙第4 職員の勤務時間の改定に関する勧告	7
別紙第5 公務員人事管理に関する報告	1
1 人材の確保及び育成	3
2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備	7
3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	11

別紙第 1

職員の給与に関する報告

報告の概要

(民間給与との比較)

本院の行った「職種別民間給与実態調査」によると、本年の春季賃金改定では、ベースアップを実施した民間事業所の割合が昨年より更に増加するなど、引き続き、賃金の引上げを図る傾向が認められた。

こうした民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、本年4月分の月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円(0.36%)上回ることとなり、昨年に引き続き月例給の引上げを勧告することとした。月例給の改定については、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を実施することとした。

また、特別給についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、昨年に引き続き民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っており、0.1月分の引上げを勧告することとした。

(給与制度の総合的見直し)

本院は、国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年的一般職の職員の給与に関する法律(給与法)の改正に基づき、本年4月から、俸給表水準を平均2%引き下げた上で、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び

職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しを3年間にわたって段階的に実施している。

本年度は、4月から実施している諸手当の改定のほか、前述のとおり地域手当の支給割合の改定を行うとともに、平成28年度において、諸手当の所要の改定を行うこととする。

第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適應するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適當であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適應した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきた。

また、国家公務員法第3条は、職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均

衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

第2 官民給与の状況と給与改定

1 公務員給与を取り巻く諸情勢

(1) 民間における最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ0.7%の増加、0.7%の減少となっている。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ0.6%上昇している。また、「家計調査」（総務省、全国）によると、本年4月の勤労者世帯の消費支出は、昨年4月に比べ名目で1.1%、実質で0.3%の増加となっている。

本院は、従来より、1人世帯にあつては「全国消費実態調査」（総務省）を、2人以上の世帯にあつては「家計調査」をそれぞれ基礎として、各年4月における世帯人員別の標準生計費を算定しており、本年においては、1人世帯が114,720円、2人世帯が158,890円、3人世帯が187,120円、4人世帯が215,350円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（全国）

は、昨年4月から0.3ポイント減少して3.3%（季節調整値）となっている。また、本年1月～3月期の雇用者数は、正規の従業員が3,265万人（雇用者全体の62.3%）、非正規の従業員が1,979万人（同37.7%）となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.09ポイント上昇して1.17倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.13ポイント上昇して1.77倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 4 生計費関係 参照）

（参考資料 5 労働経済関係 参照）

(2) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、中央労働委員会に対して調停の申請がなされ、本年4月から基準内賃金を1人当たり1,970円の原資をもって引き上げることを内容とする調停案を労使双方が受諾して決着した。

(3) 職員の在職状況

「国家公務員給与等実態調査」により職員の在職状況を見ると、本年4月の職員数は職員全体で254,781人（昨年に比べ496人減少）、職員全体の平均年齢は43.3歳（昨年に比べ増減なし）となっている。

職員全体の平均年齢については、近年、定員削減が行われてきた中で、退職管理の見直し等を背景とする高齢層の職員の増加に加え、採用抑制

による若年層の職員の減少により上昇を続けてきたが、高齢層の職員が定年近くまで在職する状況が定着してきたことに加え、本年は、新規採用職員が増加したことにより、国立大学の法人化等に伴い職員の人員構成が大きく変化した平成16年以降では初めて横ばいとなっている。

(参考資料 1 国家公務員給与関係 参照)

(4) 有識者の意見

本院は、国家公務員給与の改定を検討するに当たって、例年同様、全国52都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行った。

この懇話会や意見交換においては、国家公務員の給与について、優秀な人材を確保するという観点から適正な水準を確保すべきとの意見、役割や職務の内容にふさわしい給与を支給すべきとの意見等があった。給与制度の総合的見直しについては、地方における人材確保のために一定の給与水準を確保すべきとの意見、高齢層の職員の士気の維持にも配慮すべきとの意見等もあったが、地域間、世代間等の給与配分の見直しの内容は妥当との意見が多かった。

2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「平成27年国家公務員給与等実態調査」を実施し、給与法が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較は行政職俸給表(一)適用職員(141,697人、平均年齢43.5歳)について行っているが、調査結果によれば、同表適用職員の

平均給与月額^(注)は408,996円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体では416,455円となっている。

(注) 平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く俸給、地域手当、俸給の特別調整額(管理職手当)、扶養手当、住居手当等の全ての給与の平均月額をいう。

なお、国家公務員の給与については、近年、民間給与が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、減少又は据え置きとなっていたが、昨年は、民間事業所における賃金引上げの動きを反映して、7年ぶりに年間給与が増加となった。^(注)

(注) 平成26年の引上げ後の年間給与は、40歳の国家公務員のモデル例(配偶者・子2人)で見ると、年間給与が減少に転じる前の平成10年の年間給与に比べ、本府省勤務の係長で10.6%の減少、地方機関(地域手当非支給地)勤務の係長で17.0%の減少となっている。

(参考資料 1 国家公務員給与関係 参照)

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,900(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約12,300の事業所を対象に、「平成27年職種別民間給

与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約44万人及び研究員、医師等54職種の約6万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.7%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

イ 調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は次のとおりである。

(7) 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で47.8%（昨年47.0%）、高校卒で26.2%（同23.7%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で29.8%（同19.8%）、高校卒で33.0%（同20.2%）であり、それぞれ昨年に比べ10.0ポイント、12.8ポイント増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で69.7%（同79.6%）、高校卒で66.4%（同78.8%）であり、それぞれ昨年に比べ9.9

ポイント、12.4ポイント減少している。

(1) 給与改定の状況

別表第1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.3%（昨年24.3%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.2%（同0.1%）であり、昨年に比べ、ベースアップを実施した事業所の割合が6.0ポイント増加している。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は84.0%（昨年83.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.0%（同28.2%）、減額となっている事業所の割合は5.3%（同4.0%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係 参照）

3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比さ

せ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、官民較差を算出したところ、別表第3に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均1,469円（0.36%）下回っていた。

(2) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、年間で所定内給与月額4.21月分に相当しており、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.10月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

4 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記3(1)のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を1,469円（0.36%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定に当たっては、本年の民間給与との較差の程度を踏ま

えると、俸給及び諸手当を改定することが考えられる。その場合、諸手当については、生活関連手当で見ると、扶養手当は民間事業所における支給額とおおむね均衡しており、住居手当は公務員宿舎の削減等により受給状況の変化が続いていることから、現時点で見直すべき状況にない。このため、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、地域手当の支給割合の改定を行うこととした。

すなわち、本年は、大半の職員が、4月に実施された給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置額を受けており、俸給表の引上げ改定を行っても、多くの職員に実際に支給される額は増加しないため、民間給与との較差がなお残ることとなる。この較差を解消するため、地域手当の全ての級地区分について、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとした。

イ 特別給

前記3(2)のとおり、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.1月分引き上げる必要があると判断した。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

(2) 改定すべき事項

ア 俸給表

(行政職俸給表(一))

民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、平均0.4%引き上げることとする。

その際、一般職試験(大卒程度)採用職員及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、2,500円引き上げることとし、若年層についても同程度の改定を行う。その他については、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円引き上げることとする。再任用職員の俸給月額についても、この取扱いに準じて改定を行う。

(行政職俸給表(一)以外の俸給表)

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行う。指定職俸給表については、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引き上げる。

イ 初任給調整手当

国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

ウ 地域手当

地域手当の支給割合について、給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、別表第5のとおり改定を行う。

エ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、指定職俸給表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

5 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

配偶者手当をめぐっては、昨年以来、経済財政諮問会議等の場において、税制及び社会保障制度と併せて、女性の活躍を推進する観点から、女性が働きやすい制度となるよう見直しをすべきとの議論がなされてきており、国家公務員の配偶者に係る扶養手当についても、本院に対し検討要請が行われている。

本院では、従来より、扶養手当については、基本的に民間賃金の実態を踏まえて定めることとしており、本年の「職種別民間給与実態調査」

においては、配偶者の収入による制限等を含め、民間企業における家族手当の支給状況についての調査を行った。その結果を見ると、別表第6に示すとおり、76.5%（昨年76.8%）の事業所が家族手当制度を有し、そのうち90.3%（同92.7%）の事業所では配偶者に家族手当を支給している。また、配偶者に家族手当を支給する事業所のうち、84.9%（同82.2%）では手当の支給要件として配偶者の収入による制限が設けられている。

このように、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、その際、配偶者の収入による制限を設けている事業所が一般的であると認められることから、現時点では、扶養手当の支給要件を見直す状況にはないものとする。

現在、一部民間企業において、配偶者手当の見直しに向けた検討の動きもあり、本院としては、今後とも引き続き、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討を行っていくこととしたい。

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、昨年11月の給与法の改正により、公務における人事運用の実態や民間の再雇用者に対する手当の支給状況を踏まえ、本年4月から単身赴任手当を支給すること等の措置がとられている。

本年の「職種別民間給与実態調査」において、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、

その給与水準は、当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であった。

再任用職員の給与については、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととする。

第3 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、本院は、今年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しについて、その具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施している。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成させることとしている。

本年は、4月から実施している諸手当の改定のほか、前述のとおり、民間給与との較差を解消するため、地域手当の支給割合の改定を行うこととした。

なお、昇給制度に関しては、人事評価について、人事評価マニュアルが改訂され、昨年10月から適用されるなど、運用改善に向けた取組が行われている。本院としては、改訂後の人事評価マニュアルを踏まえた人事評価の運用の動向を注視しつつ、引き続き、各府省における昇給の実態把握等を行っていくこととする。

2 平成28年度において実施する事項

平成28年度においては、職員の在職状況等を踏まえ、以下の施策について所要の措置を講ずることとする。

(1) 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合については、平成28年4月1日から、給与法に定める支給割合とする。

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

このほか、広域異動手当について、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合は、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に、それぞれ引き上げられることとされている。

第4 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするもので

ある。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、職務に精励している国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	30.3	7.1	0.2	62.4
課長級	25.2	8.1	0.3	66.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	86.2	84.0	27.0	5.3	51.7	2.2	13.8
課長級	79.6	77.2	24.7	4.8	47.7	2.4	20.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較 差 ①-② (円) $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] (\%)$
410,465円	408,996円	1,469円 (0.36%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
				円
平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		378,933	277,186
	上半期 (A ₂)		381,398	278,433
特別給の支給額	下半期 (B ₁)		793,737	503,892
	上半期 (B ₂)		811,091	503,668
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$		2.09	1.82
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$		2.13	1.81
年 間 の 平 均			4.21月分	

(注) 1 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

別表第5 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の 支給割合	
				うち 遡及改定分
1 級地 (20%)	1 級地 (18%)	2	18.5 %	0.5 %
2 級地 (16%)	2 級地 (15%)	1	15.5	0.5
	3 級地 (12%)	4	15	2
3 級地 (15%)	2 級地 (15%)	0	15	—
	3 級地 (12%)	3	14	1
	4 級地 (10%)	5	13	2
4 級地 (12%)	3 級地 (12%)	0	12	—
	4 級地 (10%)	2	10.5	0.5
	5 級地 (6%)	6	10	2
5 級地 (10%)	4 級地 (10%)	0	10	—
	5 級地 (6%)	4	9	2
	6 級地 (3%)	7	7	2
6 級地 (6%)	5 級地 (6%)	0	6	—
	6 級地 (3%)	3	5	1
	非支給地 (0%)	6	4	2
7 級地 (3%)	6 級地 (3%)	0	3	—
	非支給地 (0%)	3	2	1

(注) 1 「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

2 医師等に係る地域手当の特例措置(見直し前15%)は、見直しにより16% (改定幅は1)となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15.5% (うち遡及改定分0.5%)である。

別表第6 民間における家族手当の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
76.5	(90.3)	[84.9]	[15.1]	(9.7)	23.5

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

別紙第2

職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
額の限度を413,300円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対す
る支給月額
額の限度を50,500円とすること。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a b及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.85月分（再任用職員にあっては、0.4月
分）とすること。

- b 特定管理職員
勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。
- c 指定職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）
勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

- a b及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.375月分）とすること。
- b 特定管理職員
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。
- c 指定職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成28年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	

	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任職員以外の職員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				

89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800						
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100						
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400						
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600						
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800						
94		293,600	341,400								
95		294,000	341,900								
96		294,400	342,300								
97		294,600	342,400								
98		294,900	342,900								
99		295,300	343,300								
100		295,700	343,600								
101		295,900	343,900								
102		296,200	344,300								
103		296,600	344,700								
104		296,900	345,100								
105		297,100	345,600								
106		297,400	346,000								
107		297,800	346,400								
108		298,100	346,800								
109		298,300	347,300								
110		298,700	347,700								
111		299,100	348,000								
112		299,400	348,300								
113		299,500	348,800								
114		299,800									
115		300,100									
116		300,500									
117		300,700									
118		300,900									
119		301,200									
120		301,500									
121		301,900									
122		302,100									
123		302,400									
124		302,700									
125		303,000									
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200	

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400

	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
	44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
	45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
	46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
	47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
	48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
	49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
	50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
	51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
	52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
	53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
	54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
	55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
	56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
	57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
	58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
	59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
	60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
	61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
	62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
	63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
	64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
	65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
	66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
	67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
	68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
再任職員以外の職員	69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
	70	208,300	251,300	281,300	310,100	
	71	208,600	251,900	282,100	310,600	
	72	209,200	252,400	282,800	311,100	
	73	209,700	252,600	283,600	311,400	
	74	210,300	253,000	284,300	311,900	
	75	210,900	253,500	285,100	312,400	
	76	211,700	254,000	285,900	312,800	
	77	211,900	254,600	286,500	313,000	
	78	212,600	255,000	287,000	313,300	
	79	213,200	255,500	287,500	313,600	
	80	213,800	256,000	287,900	313,900	
	81	214,500	256,300	288,300	314,200	
	82	215,100	256,600	288,700	314,500	
	83	215,700	256,900	289,200	314,800	
	84	216,400	257,200	289,700	315,100	
	85	217,100	257,400	290,100	315,300	
	86	217,700	257,600	290,700	315,700	
	87	218,300	257,900	291,300	316,000	
	88	219,000	258,200	291,900	316,200	

89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	
122		267,100	304,000	
123		267,400	304,300	
124		267,700	304,500	
125		267,800	304,700	
126		268,100	305,000	
127		268,400	305,300	
128		268,700	305,500	
129		268,800	305,700	
130		269,100	306,000	
131		269,400	306,300	
132		269,700	306,500	
133		269,800	306,700	
134		270,100		
135		270,400		
136		270,700		

	137		270,800			
再任用職員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 行 政 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,100	230,300	274,200	317,300	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	162,800	232,300	276,700	319,500	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	164,500	234,300	279,300	321,800	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	166,200	236,100	281,900	324,000	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	167,800	238,400	284,400	326,300	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	170,300	240,500	286,900	328,300	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	172,700	242,300	289,500	330,500	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	175,100	244,300	292,200	332,700	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	177,300	246,400	294,600	334,700	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	179,000	248,000	297,100	336,800	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	180,700	249,600	299,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	182,400	251,200	301,900	340,900	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	184,100	252,600	304,400	343,100	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	185,900	254,700	306,700	345,100	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	187,700	256,700	308,900	347,200	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	189,400	258,500	311,200	349,200	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	191,300	260,300	313,200	351,200	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	193,100	262,500	315,400	353,100	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	194,900	264,600	317,600	355,000	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	196,700	266,700	319,700	357,000	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	198,300	269,100	321,600	358,800	407,600	447,500	507,500	558,300
	22	200,100	271,400	323,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	201,900	273,500	325,700	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	203,700	275,800	327,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	205,400	277,800	329,600	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	207,200	280,000	331,700	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	209,000	282,100	333,700	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	210,800	284,200	335,800	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	212,200	286,400	337,700	374,300	421,100	458,100	517,500	
	30	214,000	288,300	339,600	376,200	422,400	458,800	518,400	
	31	215,700	290,300	341,500	378,100	423,700	459,600	519,300	
	32	217,500	292,300	343,400	379,800	424,900	460,300	520,200	
	33	219,000	294,300	344,800	381,200	426,100	461,000	521,000	
	34	220,700	296,000	346,700	382,800	427,400	461,800	521,900	
	35	222,300	297,700	348,600	384,300	428,700	462,500	522,600	
	36	223,900	299,300	350,500	385,900	429,900	463,100	523,100	
	37	225,400	300,900	352,300	387,400	431,100	463,600	523,800	
	38	227,000	302,400	354,100	388,300	431,900	464,200	524,400	
	39	228,500	303,900	355,900	389,400	432,700	464,800	525,200	
	40	230,000	305,500	357,700	390,400	433,500	465,400	525,800	

再任 用職 員以 外の 職員	41	231,300	307,100	359,500	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	232,700	308,600	360,900	392,600	434,800	466,400	
	43	233,900	310,200	362,400	393,800	435,500	466,800	
	44	235,400	311,800	363,800	394,900	436,200	467,100	
	45	236,800	313,400	364,800	395,800	437,000	467,400	
	46	238,000	315,000	365,900	396,500	437,800		
	47	239,100	316,500	367,000	397,200	438,200		
	48	240,400	318,000	368,000	397,900	438,900		
	49	241,800	319,300	368,900	398,400	439,400		
	50	243,000	320,500	369,200	398,900	439,800		
	51	244,200	321,700	369,700	399,400	440,200		
	52	245,400	322,900	370,200	399,800	440,600		
	53	246,500	323,900	370,600	400,200	441,000		
	54	247,900	324,900	371,200	400,500	441,400		
	55	249,400	325,800	371,800	400,800	441,800		
	56	250,900	326,800	372,400	401,100	442,100		
	57	252,300	327,700	373,000	401,400	442,400		
	58	253,700	328,400	373,600	401,700	442,800		
	59	255,100	329,200	374,200	402,000	443,100		
	60	256,500	330,000	374,800	402,300	443,400		
	61	257,600	330,600	375,200	402,600	443,700		
	62	258,800	331,100	375,700	402,900			
	63	260,100	331,700	376,300	403,200			
	64	261,400	332,200	376,900	403,500			
	65	262,600	332,700	377,400	403,800			
	66	263,700	332,900	378,000	404,100			
	67	264,900	333,500	378,300	404,400			
	68	266,100	334,100	378,800	404,700			
	69	267,400	334,400	379,400	404,900			
	70	268,500	334,900	379,900	405,200			
	71	269,800	335,300	380,400	405,500			
	72	271,100	335,800	380,900	405,800			
	73	272,200	336,300	381,400	406,000			
	74	273,200	336,800	381,900	406,300			
	75	274,300	337,300	382,400	406,600			
	76	275,400	337,700	382,800	406,800			
	77	276,600	337,900	383,200	407,000			
	78	277,600	338,300	383,500				
	79	278,400	338,800	383,800				
	80	279,400	339,200	384,000				
	81	280,200	339,500	384,200				
	82	281,100		384,500				
	83	281,900		384,800				
	84	282,800		385,000				
	85	283,800		385,200				
	86	284,600		385,500				
	87	285,400		385,800				
	88	286,200		386,000				

	89	287,000		386,200					
	90	287,500							
	91	287,900							
	92	288,400							
	93	288,800							
再任用職員		208,900	239,600	282,100	314,200	355,600	388,700	439,800	520,200

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

税 務 職 俸 給 表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,400	218,900	256,100	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500
	2	157,900	220,800	257,800	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400
	3	159,500	222,700	259,200	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500
	4	161,100	224,600	260,900	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600
	5	162,700	226,600	262,600	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700
	6	164,500	228,400	264,400	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000
	7	166,300	230,200	266,000	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500
	8	168,200	232,000	267,600	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900
	9	170,000	233,600	269,000	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300
	10	171,900	235,400	270,400	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100
	11	173,800	237,200	271,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900
	12	175,800	239,000	273,300	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800
	13	177,500	240,600	274,600	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500
	14	179,300	242,200	276,100	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900
	15	181,100	243,600	277,500	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200
	16	182,900	245,100	279,000	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300
	17	184,700	246,600	280,300	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600
	18	188,800	248,100	282,300	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600
	19	193,000	249,400	284,200	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500
	20	197,000	250,700	286,100	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400
	21	200,800	252,200	288,000	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300
	22	202,600	253,600	289,900	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900	
	23	204,300	255,000	291,800	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400	
	24	206,100	256,300	293,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900	
	25	208,000	257,600	295,500	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000	
	26	209,700	258,700	297,500	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100	
	27	211,400	259,700	299,400	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300	
	28	213,000	260,700	301,300	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500	
	29	214,600	261,700	303,000	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500	
	30	216,000	262,600	304,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400	
	31	217,400	263,500	306,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300	
	32	218,800	264,500	308,600	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200	
	33	220,100	265,500	310,600	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000	
	34	221,300	266,500	312,500	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900	
	35	222,500	267,500	314,300	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600	
	36	223,700	268,300	316,200	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100	
	37	224,600	269,200	318,000	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	523,800	
	38	225,800	270,500	319,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	524,400	
	39	227,000	271,700	321,500	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	525,200	
	40	228,200	273,000	323,200	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	525,800	

再任 用職 員以 外の 職員	41	229,200	274,300	324,900	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800	526,300
	42	230,400	275,600	326,400	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200	
	43	231,600	276,900	327,800	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600	
	44	232,800	278,200	329,200	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000	
	45	233,800	279,300	330,500	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300	
	46	234,600	280,400	331,900	382,700	402,500	426,800	448,600		
	47	235,200	281,500	333,200	384,300	403,600	427,600	449,100		
	48	236,000	282,600	334,600	386,000	404,800	428,400	449,600		
	49	236,500	283,500	335,500	387,400	406,100	428,900	450,100		
	50	237,100	284,500	336,700	388,400	406,900	429,300	450,400		
	51	237,700	285,500	337,800	389,400	407,700	429,700	450,700		
	52	238,400	286,500	338,900	390,400	408,400	430,000	451,100		
	53	238,700	287,300	340,000	391,700	408,900	430,300	451,500		
	54	239,100	288,000	341,200	392,800	409,600	430,700	451,700		
	55	239,500	288,900	342,400	393,900	410,300	431,000	452,000		
	56	240,100	289,800	343,500	395,100	410,900	431,300	452,200		
	57	240,300	290,500	344,600	396,400	411,600	431,600	452,600		
	58	240,800	291,300	345,700	397,200	412,000	431,900	452,800		
	59	241,300	292,100	346,800	398,000	412,600	432,200	453,000		
	60	241,800	292,900	347,900	398,700	413,200	432,500	453,200		
	61	242,400	293,700	348,500	399,200	413,600	432,800	453,600		
	62	243,000	294,200	349,300	399,900	414,200	433,100			
	63	243,600	294,700	350,100	400,600	414,700	433,400			
	64	244,200	295,200	350,900	401,300	415,200	433,700			
	65	244,600	295,700	351,400	401,600	415,700	434,000			
	66	245,200		352,000	402,300	416,300	434,300			
	67	245,800		352,500	403,000	416,700	434,600			
	68	246,500		353,100	403,600	417,200	434,900			
	69	247,200		353,600	404,000	417,600	435,100			
	70	247,600		354,300	404,500	417,900	435,400			
	71	248,100		355,000	405,100	418,200	435,700			
	72	248,600		355,700	405,600	418,500	436,000			
	73	249,000		356,200	406,100	418,800	436,200			
	74			356,700	406,500	419,100	436,500			
	75			357,300	407,000	419,400	436,800			
	76			357,900	407,500	419,700	437,100			
	77			358,400	408,000	419,900	437,300			
	78			358,900	408,500	420,200	437,600			
	79			359,200	409,100	420,500	437,900			
	80			359,700	409,600	420,800	438,200			
	81			359,900	410,000	421,000	438,400			
	82			360,400	410,600	421,300	438,700			
	83			360,900	411,100	421,600	439,000			
	84			361,400	411,300	421,800	439,300			
	85			361,600	411,600	422,000	439,500			
	86				412,100	422,300				
	87				412,400	422,600				
	88				412,700	422,800				

	89				413,000	423,000					
	90				413,400	423,300					
	91				413,800	423,600					
	92				414,200	423,800					
	93				414,500	424,000					
再任用職員		204,500	230,500	278,200	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300	450,500	520,200

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

公安職俸給表
イ 公安職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900	
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400	
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900	
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000	
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100	
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300	
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500	
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500	
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400	
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300	
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200	
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000	
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900	
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600	
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100	
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	523,800	
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	524,400	
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	525,200	
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	525,800	

	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800	526,300
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200	
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600	
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000	
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300	
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600		
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100		
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600		
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100		
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400		
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700		
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100		
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500		
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700		
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000		
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200		
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600		
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800		
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000		
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200		
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600		
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100			
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400			
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700			
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000			
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300			
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600			
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900			
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100			
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400			
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700			
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000			
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200			
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500			
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800			
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100			
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300			
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600			
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900			
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200			
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400			
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700			
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000			
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300			
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500			
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300				
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600				
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800				

再任職員以外の職員

89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000		
95	300,500	324,400	350,900	383,600		
96	301,800	325,700	352,400	384,100		
97	302,900	326,900	353,700	384,500		
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		
119	320,600	349,700	370,100	394,400		
120	321,400	350,300	370,600	394,900		
121	322,000	350,600	370,700	395,300		
122	322,300	351,000	371,300	395,800		
123	322,800	351,500	371,800	396,200		
124	323,300	351,900	372,200	396,700		
125	323,600	352,300	372,700	397,100		
126		352,700	373,200			
127		353,200	373,700			
128		353,600	374,200			
129		354,000	374,500			
130		354,400	375,000			
131		354,800	375,500			
132		355,200	376,000			
133		355,400	376,300			
134		355,900	376,800			
135		356,300	377,200			
136		356,600	377,600			

	137		356,900	377,900								
	138		357,300	378,400								
	139		357,800	378,900								
	140		358,300	379,400								
	141		358,600	379,700								
	142		359,100									
	143		359,600									
	144		360,100									
	145		360,400									
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300	450,500	520,200

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,400	218,900	256,100	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500
	2	158,000	220,800	257,800	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400
	3	159,700	222,700	259,200	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500
	4	161,400	224,600	260,900	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600
	5	162,900	226,600	262,600	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700
	6	164,800	228,400	264,400	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000
	7	166,700	230,200	266,000	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500
	8	168,700	232,000	267,600	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900
	9	170,700	233,600	269,000	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300
	10	172,700	235,400	270,400	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100
	11	174,700	237,200	271,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900
	12	176,800	239,000	273,300	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800
	13	178,600	240,600	274,600	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500
	14	180,600	242,200	276,100	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900
	15	182,600	243,600	277,500	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200
	16	184,600	245,100	279,000	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300
	17	186,500	246,600	280,300	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600
	18	190,200	248,100	282,200	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600
	19	193,800	249,400	284,100	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500
	20	197,300	250,700	286,100	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400
	21	200,800	252,200	288,000	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300
	22	202,600	253,600	289,900	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900	
	23	204,300	255,000	291,800	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400	
	24	206,100	256,300	293,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900	
	25	208,000	257,600	295,500	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000	
	26	209,700	258,900	297,500	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100	
	27	211,400	260,000	299,400	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300	
	28	213,000	261,300	301,300	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500	
	29	214,600	262,600	303,000	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500	
	30	216,000	263,800	304,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400	
	31	217,400	264,900	306,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300	
	32	218,800	266,000	308,600	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200	
	33	220,100	267,100	310,600	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000	
	34	221,500	268,400	312,500	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900	
	35	222,900	269,600	314,300	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600	
	36	224,300	270,600	316,200	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100	
	37	225,600	271,800	318,000	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	523,800	
	38	227,000	273,100	319,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	524,400	
	39	228,400	274,400	321,500	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	525,200	
	40	229,800	275,900	323,200	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	525,800	

再任 用職 員以 外の 職員	41	231,000	277,400	324,900	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800	526,300
	42	232,200	278,800	326,500	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200	
	43	233,400	280,200	328,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600	
	44	234,600	281,500	329,800	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000	
	45	235,800	282,700	331,400	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300	
	46	236,900	284,000	333,100	382,700	402,500	426,800	448,600		
	47	237,900	285,400	334,700	384,300	403,600	427,600	449,100		
	48	239,000	286,800	336,400	386,000	404,800	428,400	449,600		
	49	240,000	288,000	337,600	387,400	406,100	428,900	450,100		
	50	240,900	289,300	339,100	388,400	406,900	429,300	450,400		
	51	241,700	290,600	340,600	389,400	407,700	429,700	450,700		
	52	242,700	291,900	342,200	390,400	408,400	430,000	451,100		
	53	243,500	293,200	343,600	391,700	408,900	430,300	451,500		
	54	244,500	294,500	345,200	392,800	409,600	430,700	451,700		
	55	245,400	295,900	346,800	393,900	410,300	431,000	452,000		
	56	246,500	297,300	348,300	395,100	410,900	431,300	452,200		
	57	247,100	298,400	349,800	396,400	411,600	431,600	452,600		
	58	248,200	299,500	351,100	397,200	412,000	431,900	452,800		
	59	249,200	300,600	352,400	398,000	412,600	432,200	453,000		
	60	250,200	301,700	353,600	398,700	413,200	432,500	453,200		
	61	251,300	302,900	354,800	399,200	413,600	432,800	453,600		
	62	252,400	303,900	355,800	399,900	414,200	433,100			
	63	253,500	305,000	356,800	400,600	414,700	433,400			
	64	254,600	306,100	357,800	401,300	415,200	433,700			
	65	255,700	306,900	358,300	401,600	415,700	434,000			
	66	256,800	307,900	359,100	402,300	416,300	434,300			
	67	257,800	308,700	359,900	403,000	416,700	434,600			
	68	259,000	309,700	360,800	403,600	417,200	434,900			
	69	260,200	310,800	361,500	404,000	417,600	435,100			
	70	261,300	311,600	362,200	404,500	417,900	435,400			
	71	262,500	312,400	362,900	405,100	418,200	435,700			
	72	263,700	313,100	363,500	405,600	418,500	436,000			
	73	264,700	314,000	364,200	406,100	418,800	436,200			
	74	265,700	314,500	364,800	406,500	419,100	436,500			
	75	266,700	315,000	365,400	407,000	419,400	436,800			
	76	267,700	315,400	366,000	407,500	419,700	437,100			
	77	268,700	315,600	366,500	408,000	419,900	437,300			
	78	269,600	315,900	367,100	408,500	420,200	437,600			
	79	270,500	316,300	367,600	409,100	420,500	437,900			
	80	271,400	316,600	368,200	409,600	420,800	438,200			
	81	272,200	316,700	368,500	410,000	421,000	438,400			
	82	273,000	317,000	369,000	410,600	421,300	438,700			
	83	273,900	317,300	369,500	411,100	421,600	439,000			
	84	274,800	317,600	370,000	411,300	421,800	439,300			
	85	275,800	317,700	370,500	411,600	422,000	439,500			
	86	276,200	317,900	370,900	412,100	422,300				
	87	276,600	318,200	371,400	412,400	422,600				
	88	277,000	318,600	371,800	412,700	422,800				

	89	277,500	318,800	372,000	413,000	423,000					
	90		319,100	372,300	413,400	423,300					
	91		319,400	372,800	413,800	423,600					
	92		319,700	373,100	414,200	423,800					
	93		320,000	373,300	414,500	424,000					
	94		320,200	373,700							
	95		320,500	374,200							
	96		320,800	374,500							
	97		321,100	374,600							
	98		321,300	375,100							
	99		321,600	375,600							
	100		321,900	375,900							
	101		322,200	376,200							
再任用職員		211,500	238,700	281,100	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300	450,500	520,200

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,200	221,800	265,800	314,900	352,400	413,700	487,300
	2	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700	416,200	489,100
	3	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000	418,800	491,000
	4	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500	421,300	492,900
	5	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800	423,700	494,700
	6	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900	426,100	496,100
	7	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100	428,600	497,500
	8	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100	431,000	498,800
	9	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000	433,100	500,000
	10	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100	435,300	501,300
	11	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200	437,600	502,600
	12	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300	439,800	503,900
	13	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200	441,700	505,200
	14	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900	443,900	506,300
	15	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700	446,000	507,400
	16	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400	448,200	508,400
	17	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300	450,400	509,400
	18	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300	452,700	510,500
	19	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300	455,000	511,700
	20	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400	457,200	512,700
	21	218,100	260,700	307,300	359,200	405,100	459,400	513,700
	22	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100	461,200	514,600
	23	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000	462,900	515,500
	24	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000	464,600	516,300
	25	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700	466,000	517,000
	26	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300	467,300	517,600
	27	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100	468,500	518,200
	28	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800	469,600	518,800
	29	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000	470,700	519,400
	30	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600	471,700	
	31	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100	472,700	
	32	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700	473,900	
	33	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300	474,500	
	34	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600	475,500	
	35	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900	476,600	
	36	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100	477,700	
	37	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300	478,600	
	38	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300	479,500	
	39	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300	480,400	
	40	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300	481,300	

再任 用職 員以 外の 職員	41	241,800	287,000	337,300	398,400	433,700	482,100
	42	242,700	288,000	338,800	399,700	434,300	482,800
	43	243,600	288,900	340,300	400,900	435,000	483,500
	44	244,500	289,700	341,800	402,300	435,700	484,200
	45	245,300	290,700	343,300	403,700	436,300	484,700
	46	246,200	291,900	344,700	405,100	436,600	485,300
	47	247,000	293,100	346,100	406,500	437,200	485,900
	48	247,900	294,500	347,500	407,800	437,800	486,500
	49	248,300	295,900	348,600	409,100	438,300	486,800
	50	249,000	297,000	350,000	410,000	439,000	487,400
	51	249,600	298,100	351,500	410,900	439,700	488,100
	52	250,200	299,200	352,900	411,800	440,400	488,600
	53	250,500	300,300	354,300	412,000	441,000	489,100
	54	251,100	301,300	355,700	412,400	441,700	489,800
	55	251,600	302,400	357,000	412,900	442,400	490,100
	56	252,300	303,400	358,400	413,400	443,000	490,700
	57	252,600	304,600	359,300	413,800	443,400	491,200
	58	253,300	305,700	360,500	414,000	444,100	
	59	253,900	306,800	361,600	414,600	444,800	
	60	254,500	307,900	362,900	415,100	445,500	
	61	255,100	308,700	364,000	415,600	445,900	
	62	255,700	309,400	364,600	416,200	446,200	
	63	256,200	310,200	365,100	416,800	446,500	
	64	256,800	311,000	365,700	417,400	446,800	
	65	257,300	311,500	366,100	418,000	447,000	
	66	257,700	312,200	366,600	418,600	447,300	
	67	258,000	312,900	367,100	419,100	447,600	
	68	258,500	313,500	367,600	419,700	447,900	
	69	258,800	314,300	367,800	420,300	448,100	
	70			368,100	420,800	448,400	
	71			368,500	421,400	448,700	
	72			368,800	422,000	448,900	
	73			369,300	422,500	449,100	
74			369,500	423,100			
75			370,000	423,600			
76			370,500	424,200			
77			371,000	424,700			
78			371,500	425,300			
79			372,000	426,000			
80			372,500	426,600			
81			373,000	426,900			
82			373,400	427,500			
83			373,900	428,200			
84			374,400	428,800			
85			374,800	429,200			
86			375,300	429,700			
87			375,700	430,400			
88			376,200	431,100			

	89			376,700	431,300			
	90			377,200				
	91			377,700				
	92			378,200				
	93			378,500				
	94			378,900				
	95			379,400				
	96			379,800				
	97			380,300				
	98			380,600				
	99			381,100				
	100			381,500				
	101			382,100				
再任用職員		219,100	249,100	278,500	319,200	348,000	394,500	462,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	143,400	186,900	220,900	254,500	286,600	315,400
	2	144,400	189,100	222,600	255,900	288,000	317,300
	3	145,500	191,300	224,100	257,400	289,400	318,900
	4	146,500	193,500	225,500	259,100	290,800	320,600
	5	147,500	195,600	226,900	260,800	292,100	322,400
	6	148,800	197,500	228,600	262,700	293,400	324,000
	7	150,100	199,400	230,300	264,400	294,700	325,700
	8	151,400	201,300	232,000	265,900	296,000	327,200
	9	152,500	203,100	233,500	267,200	297,400	329,000
	10	154,000	204,700	235,200	269,000	298,700	330,600
	11	155,600	206,300	237,000	270,700	299,800	332,200
	12	157,100	207,900	238,700	272,400	301,000	333,900
	13	158,400	209,500	240,300	274,000	302,300	335,500
	14	159,900	211,100	242,100	275,500	303,300	337,100
	15	161,400	212,500	243,900	277,000	304,100	338,700
	16	163,000	214,000	245,600	278,500	305,200	340,200
	17	164,400	215,300	247,300	279,900	306,100	341,700
	18	166,100	216,700	249,200	281,300	307,100	343,300
	19	167,800	218,100	251,100	282,600	308,000	345,000
	20	169,500	219,400	252,700	284,000	308,700	346,700
	21	171,100	220,400	254,300	285,500	309,600	348,300
	22	173,100	221,800	255,700	286,900	310,600	349,900
	23	175,000	223,200	257,200	288,400	311,700	351,500
	24	176,900	224,600	258,900	289,800	312,700	353,100
	25	178,600	225,900	260,600	291,200	313,500	354,500
	26	180,400	227,200	262,500	292,500	314,300	356,100
	27	182,200	228,600	264,200	293,700	315,100	357,700
	28	184,000	230,000	265,800	295,100	316,000	359,200
	29	185,600	231,300	267,000	296,300	316,900	360,700
	30	187,700	232,800	268,800	297,400	317,800	362,000
	31	189,800	234,200	270,400	298,500	318,600	363,500
	32	191,900	235,500	272,000	299,600	319,300	365,000
	33	193,800	236,700	273,500	300,800	320,200	366,200
	34	195,700	237,600	275,000	301,900	321,100	367,200
	35	197,600	238,300	276,500	302,900	322,000	368,400
	36	199,500	239,400	277,900	303,900	322,900	369,500
	37	201,300	240,100	279,300	305,000	323,700	370,800
	38	202,900	241,400	280,600	306,000	324,600	372,000
	39	204,500	242,500	281,800	307,000	325,500	373,000
	40	206,100	243,700	283,300	308,100	326,400	374,100

再任職員以外の職員	41	207,500	244,500	284,900	309,100	327,200	375,000
	42	209,100	245,800	286,200	310,000	328,100	376,000
	43	210,700	247,000	287,600	311,000	328,900	376,900
	44	212,300	248,500	288,900	311,900	329,700	377,900
	45	213,700	249,500	290,400	312,800	330,600	378,900
	46	215,000	250,900	291,800	313,700	331,400	379,700
	47	216,200	252,200	293,100	314,500	332,300	380,700
	48	217,500	253,400	294,400	315,400	333,100	381,600
	49	218,900	254,800	295,500	316,300	333,700	382,400
	50	220,100	256,200	296,700	317,100	334,200	383,400
	51	221,300	257,600	297,800	317,900	334,800	384,200
	52	222,400	259,000	299,100	318,600	335,400	384,900
	53	223,700	260,100	300,400	319,200	336,000	385,900
	54	225,000	261,500	301,500	320,000	336,600	386,700
	55	226,200	262,800	302,600	320,800	337,200	387,600
	56	227,400	264,000	303,600	321,500	337,800	388,300
	57	228,500	265,100	304,700	322,000	338,100	389,200
	58	229,700	266,400	305,700	322,600	338,700	390,000
	59	230,900	267,600	306,800	323,300	339,300	390,800
	60	232,100	269,000	307,900	324,000	339,900	391,600
	61	233,300	270,200	308,900	324,600	340,100	392,100
	62	234,400	271,400	309,800	325,100	340,500	392,800
	63	235,300	272,400	310,900	325,600	340,800	393,400
	64	236,400	273,700	311,900	326,200	341,300	394,100
	65	237,000	275,000	312,800	326,500	341,500	394,700
	66	238,000	276,200	313,700	327,000	341,900	395,200
	67	238,800	277,400	314,500	327,600	342,300	395,600
	68	239,900	278,500	315,400	328,200	342,700	396,100
	69	240,900	279,500	316,300	328,600	343,200	396,800
	70	241,700	280,400	317,000	329,000	343,600	
	71	242,500	281,300	317,700	329,400	344,000	
	72	243,400	282,200	318,400	329,800	344,500	
	73	244,200	283,100	318,700	330,000	345,100	
	74	244,900	283,800	319,200	330,200	345,600	
	75	245,500	284,400	319,700	330,400	346,100	
	76	246,100	285,000	320,200	330,600	346,500	
	77	246,400	285,600	320,800	331,000	346,800	
	78	247,000	286,200	321,300	331,200	347,200	
	79	247,600	286,800	321,900	331,500	347,600	
	80	248,300	287,300	322,500	331,800	348,000	
	81	248,900	287,900	323,100	332,100	348,400	
	82	249,300	288,500	323,500	332,500	348,700	
	83	249,600	289,100	323,800	332,800	349,100	
	84	250,100	289,700	324,100	333,200	349,500	
	85	250,400	290,100	324,300	333,500	349,900	
	86		290,400	324,600	333,800	350,300	
	87		290,800	324,800	334,200	350,700	
	88		291,300	325,100	334,600	351,100	

89		291,600	325,400	334,800	351,500	
90		292,000	325,700	335,100		
91		292,400	325,900	335,400		
92		292,700	326,200	335,800		
93		292,900	326,400	336,200		
94		293,300	326,600	336,400		
95		293,700	327,000	336,700		
96		294,100	327,400	337,000		
97		294,300	327,600	337,300		
98		294,500	327,900	337,600		
99		294,700	328,300	337,900		
100		295,000	328,700	338,200		
101		295,400	328,800	338,400		
102		295,700	329,000	338,700		
103		295,900	329,200	339,000		
104		296,100	329,500	339,300		
105		296,400	329,800	339,500		
106			330,100	339,900		
107			330,300	340,100		
108			330,600	340,300		
109			330,900	340,600		
110			331,200			
111			331,500			
112			331,800			
113			332,000			
再任用職員	213,900	228,400	230,400	252,500	281,000	310,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400	533,200
	2	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200
	3	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300
	4	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400
	5	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400
	6	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800
	7	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300
	8	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700
	9	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000
	10	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700
	12	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700
	15	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000
	16	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200
	17	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500
	18	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300
	19	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700
	21	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800	
	23	264,400	324,000	377,000	454,200	
	24	267,300	326,800	379,100	456,500	
	25	270,100	329,100	380,900	458,500	
	26	272,700	331,300	382,700	460,700	
	27	275,200	333,600	384,600	462,800	
	28	277,900	336,100	386,500	465,000	
	29	280,800	338,500	388,500	467,100	
	30	283,200	340,700	390,200	469,400	
	31	285,400	342,800	391,900	471,600	
	32	287,800	344,900	393,600	473,700	
	33	290,400	347,100	395,400	475,600	
	34	292,600	349,400	397,200	477,700	
	35	295,100	351,700	398,800	480,000	
	36	297,500	353,900	400,600	482,200	
	37	300,000	355,900	401,900	484,300	
	38	301,700	357,900	403,500	486,300	
	39	303,500	360,000	405,100	488,200	
	40	305,200	361,900	406,700	490,100	

再任 用職 員以 外の 職員	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000
	43	309,000	367,600	411,100	495,700
	44	309,900	369,400	412,700	497,600
	45	310,900	371,400	414,100	499,500
	46	312,000	373,200	415,700	501,300
	47	313,100	374,800	417,100	503,100
	48	314,200	376,600	418,700	505,000
	49	315,200	378,500	420,100	506,700
	50	316,300	380,100	421,400	508,400
	51	317,200	381,900	422,700	510,200
	52	318,200	383,600	424,000	512,100
	53	319,400	384,900	424,700	513,700
	54	320,400	386,400	425,700	515,300
	55	321,500	387,800	426,600	517,000
	56	322,500	389,400	427,500	518,600
	57	323,600	390,800	428,400	520,200
	58	324,700	392,200	429,300	521,500
	59	325,800	393,500	430,200	522,800
	60	326,800	395,000	431,100	524,000
	61	327,900	396,300	432,000	525,200
	62	328,900	397,700	432,900	526,200
	63	330,000	399,200	433,900	527,200
	64	331,100	400,700	435,000	528,200
	65	332,000	401,700	435,900	528,800
	66	333,100	402,800	436,900	529,700
	67	334,000	403,800	437,900	530,600
	68	335,100	404,900	438,800	531,500
	69	336,000	405,900	439,800	532,400
	70	337,100	406,800	440,800	533,200
	71	338,100	407,600	441,700	533,900
	72	339,200	408,400	442,700	534,400
	73	339,800	409,200	443,700	535,100
	74	340,800	410,100	444,600	535,600
	75	341,800	410,900	445,500	536,400
	76	342,800	411,700	446,500	537,000
	77	343,800	412,400	447,300	537,500
	78	344,800	412,800	447,800	
	79	345,700	413,100	448,500	
	80	346,600	413,400	449,100	
	81	347,600	413,700	449,900	
	82	348,600	414,000	450,600	
	83	349,600	414,200	450,900	
	84	350,600	414,500	451,500	
	85	351,200	414,800	451,900	
	86	351,800	415,100	452,200	
	87	352,400	415,400	452,500	
	88	353,000	415,700	452,800	

89	353,600	415,900	453,100		
90	354,000	416,200			
91	354,400	416,500			
92	354,900	416,800			
93	355,400	417,000			
94	355,800	417,300			
95	356,300	417,600			
96	356,800	417,900			
97	357,400	418,100			
98	357,900	418,400			
99	358,300	418,700			
100	358,800	418,900			
101	359,200	419,100			
102	359,700	419,400			
103	360,000	419,700			
104	360,500	419,900			
105	361,000	420,100			
106	361,400				
107	361,900				
108	362,400				
109	362,800				
110	363,300				
111	363,800				
112	364,200				
113	364,600				
114	365,000				
115	365,500				
116	365,900				
117	366,300				
118	366,700				
119	367,200				
120	367,600				
121	367,900				
122	368,300				
123	368,800				
124	369,100				
125	369,500				
126	370,000				
127	370,500				
128	370,900				
129	371,300				
再任職員	281,600	292,600	314,500	398,500	532,900

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	176,500	211,200	270,700
	2	179,100	213,300	273,700
	3	181,700	215,400	276,500
	4	184,400	217,500	279,300
	5	187,100	219,400	282,200
	6	189,900	221,500	284,800
	7	192,700	223,600	287,100
	8	195,600	225,600	289,600
	9	198,500	227,800	292,100
	10	201,500	230,200	294,700
	11	204,400	232,600	297,100
	12	207,300	235,000	299,700
	13	210,000	237,200	302,000
	14	211,700	239,500	304,000
	15	213,400	241,800	306,100
	16	215,100	244,100	308,200
	17	216,800	246,400	310,600
	18	218,600	249,500	313,200
	19	220,400	252,600	315,700
	20	222,000	255,700	318,100
	21	223,900	258,500	320,600
	22	225,800	261,500	323,600
	23	227,800	264,400	326,300
	24	229,800	267,300	329,400
	25	231,600	270,100	332,400
	26	233,600	272,700	335,200
	27	235,600	275,200	338,000
	28	237,600	277,900	340,900
	29	239,400	280,800	343,700
	30	241,300	283,000	346,200
	31	243,300	285,000	348,800
	32	245,300	287,200	351,300
	33	247,100	289,400	353,800
	34	249,100	291,500	356,000
	35	251,000	293,700	358,300
	36	252,900	295,800	360,600
	37	254,500	297,800	362,900
	38	256,200	299,700	365,000
	39	257,700	301,500	367,300
	40	259,400	303,300	369,500

	41	261,100	305,200	371,800
	42	262,300	307,500	373,800
	43	263,200	309,600	375,900
	44	264,300	312,000	378,000
	45	265,400	314,100	379,800
	46	266,300	316,200	381,800
	47	267,200	318,500	383,700
	48	268,100	321,000	385,700
	49	269,000	323,500	387,000
	50	269,700	325,900	388,800
	51	270,500	328,200	390,500
	52	271,300	330,400	392,300
	53	272,200	332,700	393,500
	54	273,200	334,700	395,100
	55	274,100	336,600	396,600
	56	275,100	338,500	398,300
	57	276,000	340,400	399,700
	58	277,300	342,300	401,400
	59	278,600	344,300	403,000
	60	280,000	346,300	404,600
	61	281,200	348,200	405,900
	62	282,600	350,000	407,500
	63	283,900	351,900	409,000
	64	285,200	353,700	410,600
	65	286,300	355,600	412,000
	66	287,600	357,500	413,000
	67	288,900	359,300	414,000
	68	290,200	361,100	414,900
再任用職員以外の職員	69	291,600	362,800	415,900
	70	292,600	364,500	416,900
	71	293,600	366,300	418,000
	72	294,600	368,000	418,900
	73	295,800	369,500	419,600
	74	296,800	371,100	420,400
	75	297,900	372,500	421,400
	76	299,000	374,100	422,400
	77	299,800	375,800	423,400
	78	300,800	377,500	424,400
	79	301,800	379,000	425,400
	80	302,700	380,700	426,300
	81	303,500	382,200	427,000
	82	304,400	383,600	427,900
	83	305,300	385,200	428,800
	84	306,200	386,800	429,600
	85	306,900	387,800	430,500
	86	307,600	389,100	431,300
	87	308,300	390,500	432,100
	88	309,200	391,900	433,000

89	310,100	393,200	433,700
90	310,900	394,300	434,200
91	311,700	395,400	434,800
92	312,400	396,600	435,200
93	313,100	397,400	435,700
94	313,800	398,500	436,200
95	314,500	399,600	436,600
96	315,200	400,600	437,000
97	315,600	401,500	437,200
98	316,000	402,500	437,600
99	316,400	403,500	437,900
100	316,800	404,400	438,200
101	317,100	405,200	438,500
102	317,500	406,200	
103	317,800	407,200	
104	318,200	408,200	
105	318,600	408,800	
106	319,100	409,500	
107	319,600	410,200	
108	320,100	410,800	
109	320,500	411,300	
110	321,000	411,700	
111	321,400	412,000	
112	321,900	412,300	
113	322,200	412,500	
114	322,700	412,800	
115	323,100	413,100	
116	323,600	413,400	
117	323,900	413,600	
118	324,300	413,900	
119	324,800	414,200	
120	325,300	414,400	
121	325,500	414,600	
122	325,900	414,900	
123	326,400	415,200	
124	326,700	415,400	
125	326,900	415,600	
126	327,200		
127	327,700		
128	328,100		
129	328,300		
130	328,700		
131	329,200		
132	329,600		
133	329,800		
134	330,200		
135	330,700		
136	331,000		

	137	331,300		
	138	331,700		
	139	332,100		
	140	332,500		
	141	332,900		
再任用職員		246,400	292,000	309,500

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100	522,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	525,200
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	528,300
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	531,400
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	534,500
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	536,900
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	539,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	541,700
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	544,100
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	545,800
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	547,700
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	549,600
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	551,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	552,600
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	553,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	554,800
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	555,900
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	556,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	557,200
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	557,800
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	558,500
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800	
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400	
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900	
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100	
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400	
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900	
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900	
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400	
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900	
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400	
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700	
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100	
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500	
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000	
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400	
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900	
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300	
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800	

再任職員以外の職員	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
	88	277,700	328,900	395,800		

	89	278,700	329,200	396,200			
	90	279,900	329,700				
	91	281,100	330,200				
	92	282,300	330,700				
	93	283,300	331,000				
	94	284,300	331,400				
	95	285,300	331,900				
	96	286,300	332,400				
	97	286,900	332,900				
	98	287,800	333,400				
	99	288,500	333,900				
	100	289,400	334,400				
	101	290,300	334,900				
	102	291,000	335,400				
	103	291,700	335,900				
	104	292,400	336,400				
	105	293,100	336,900				
	106	293,600	337,300				
	107	294,100	337,800				
	108	294,600	338,200				
	109	294,800	338,700				
	110	295,200	339,100				
	111	295,500	339,600				
	112	295,800	340,000				
	113	296,100	340,500				
	114	296,400	340,900				
	115	296,700	341,400				
	116	297,000	341,800				
	117	297,300	342,300				
	118	297,700	342,700				
	119	298,000	343,100				
	120	298,400	343,500				
	121	298,700	343,900				
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200	521,900

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	365,200	432,600	486,900	545,500	

再任職員以外の職員	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	

	89		481,200	539,900		
	90		481,800			
	91		482,400			
	92		482,800			
	93		483,300			
	94		483,900			
	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	

再任職員以外の職員	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100			
	87		288,500	324,400	345,400			
	88		288,700	324,800	345,700			

89		289,100	325,200	346,100				
90		289,300	325,600	346,400				
91		289,500	326,000	346,800				
92		289,700	326,400	347,100				
93		290,100	326,700	347,500				
94		290,300	326,900	347,800				
95		290,500	327,300	348,100				
96		290,800	327,600	348,400				
97		291,200	327,800	348,700				
98		291,500	328,100	349,100				
99		291,700	328,400	349,500				
100		292,000	328,700	349,900				
101		292,300	328,900	350,400				
102		292,500	329,200	350,800				
103		292,700	329,600	351,200				
104		293,000	329,800	351,600				
105		293,300	329,900	352,100				
106			330,200					
107			330,600					
108			330,800					
109			331,000					
110			331,400					
111			331,800					
112			332,200					
113			332,400					
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400

	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
再任職員以外の職員	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		

89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			

137	299,700	330,500						
138	300,000	330,900						
139	300,400	331,300						
140	300,700	331,700						
141	300,900	332,000						
142	301,300	332,400						
143	301,700	332,700						
144	302,000	333,100						
145	302,100	333,400						
146	302,400	333,800						
147	302,700	334,200						
148	303,100	334,600						
149	303,300	334,900						
150	303,500	335,300						
151	303,800	335,700						
152	304,100	336,100						
153	304,500	336,400						
154	304,700							
155	304,900							
156	305,200							
157	305,500							
158	305,800							
159	306,100							
160	306,400							
161	306,800							
162	307,100							
163	307,400							
164	307,700							
165	308,100							
166	308,400							
167	308,700							
168	309,000							
169	309,400							
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福祉職俸給表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300
	2	154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900
	3	155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400
	4	157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100
	6	159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600
	7	160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900
	8	162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900
	10	165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200
	12	167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900
	13	169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300
	14	170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600
	15	172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800
	16	173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200
	17	175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000
	18	177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000
	19	178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900
	20	180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700
	21	182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600
	22	183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400
	23	185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100
	25	188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900
	26	190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900
	28	194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100
	30	197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400
	31	199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700
	32	200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900
	33	201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100
	34	203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400
	35	204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700
	36	205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900
	37	207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100
	38	208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900
	39	209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700
	40	211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500

	41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100
	42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800
	43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500
	44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200
	45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000
	46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800
	47	218,700	274,700	321,700	362,200	397,000	438,200
	48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900
	49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400
	50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800
	51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200
	52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600
	53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000
	54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	441,400
	55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	441,800
	56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	442,100
	57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	442,400
	58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	442,800
	59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	443,100
	60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	443,400
	61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	443,700
	62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900	
	63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200	
	64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500	
	65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800	
	66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100	
	67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400	
	68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700	
	69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900	
	70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200	
	71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500	
	72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800	
	73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000	
	74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300	
	75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600	
再任職員以外の職員	76	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800	
	77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000	
	78	248,900	314,500	340,200	384,800		
	79	249,900	315,200	340,700	385,300		
	80	250,900	315,900	341,100	385,900		
	81	251,900	316,200	341,300	386,400		
	82	252,600	316,500	341,600	386,800		
	83	253,600	317,100	342,100	387,200		
	84	254,600	317,400	342,500	387,600		
	85	255,400	317,800	342,800	387,800		
	86	256,200	318,100	343,100	388,000		
	87	257,100	318,500	343,600	388,300		
	88	258,000	318,800	344,000	388,600		

89	258,700	319,300	344,300	388,800
90	259,500	319,700	344,700	389,100
91	260,300	320,000	345,100	389,400
92	261,100	320,300	345,300	389,600
93	261,800	320,800	345,600	389,800
94	262,500	321,200		
95	263,000	321,400		
96	263,700	321,800		
97	264,400	322,200		
98	265,100	322,600		
99	265,800	323,000		
100	266,500	323,400		
101	267,000	323,600		
102	267,500	323,900		
103	267,900	324,200		
104	268,400	324,500		
105	268,500	324,900		
106	268,800	325,100		
107	269,100	325,400		
108	269,400	325,800		
109	269,800	326,200		
110	270,100	326,500		
111	270,500	326,900		
112	270,800	327,200		
113	271,100	327,500		
114	271,400	327,900		
115	271,700	328,200		
116	272,100	328,400		
117	272,400	328,500		
118	272,700	328,900		
119	273,100	329,300		
120	273,500	329,700		
121	273,700	329,900		
122	273,900			
123	274,300			
124	274,600			
125	274,800			
126	275,100			
127	275,500			
128	275,900			
129	276,100			
130	276,500			
131	276,900			
132	277,200			
133	277,400			
134	277,700			
135	278,100			
136	278,400			

	137	278,600					
	138	278,900					
	139	279,200					
	140	279,500					
	141	279,700					
	142	279,900					
	143	280,100					
	144	280,400					
	145	280,800					
	146	281,000					
	147	281,300					
	148	281,600					
	149	281,900					
	150	282,100					
	151	282,400					
	152	282,600					
	153	282,900					
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 ス タ ッ フ 職 俸 給 表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	326,600	427,400	480,100
	2	328,600	431,800	485,700
	3	330,700	435,800	491,200
	4	332,700	439,900	496,600
	5	334,800	443,700	501,900
	6	336,800	447,600	507,100
	7	338,800	450,900	512,200
	8	340,900	454,400	516,900
	9	343,000	457,900	520,400
	10	344,900	461,200	523,200
	11	346,900	464,100	526,000
	12	349,000	466,800	528,600
	13	351,100	469,200	530,700
	14	352,900	471,500	532,700
	15	354,900	473,400	534,400
	16	356,800	475,100	536,200
	17	358,600	476,400	537,800
	18	360,500	477,700	539,200
	19	362,200	478,600	540,200
	20	363,900	479,600	541,400
	21	365,800	480,400	542,300
	22	367,700	481,200	
	23	369,500	481,400	
	24	371,400		
	25	373,100		
	26	374,800		
	27	376,600		
	28	378,300		
	29	379,700		
	30	381,400		
	31	383,100		
	32	384,600		
	33	386,400		
	34	387,700		
	35	389,100		
	36	390,600		
	37	391,900		
	38	393,000		
	39	394,100		
	40	395,100		
再任 用職 員以 外の 職員				

41	396,100		
42	397,200		
43	398,200		
44	399,100		
45	399,900		
46	400,300		
47	400,700		
48	401,000		
49	401,300		
50	401,600		
51	401,900		
52	402,200		
53	402,500		
54	402,800		
55	403,100		
56	403,400		
57	403,700		
58	404,000		
59	404,300		
60	404,600		
61	404,800		
62	405,100		
63	405,400		
64	405,700		
65	405,900		
66	406,200		
67	406,500		
68	406,800		
69	407,000		
70	407,300		
71	407,600		
72	407,800		
73	408,000		
74	408,300		
75	408,600		
76	408,800		
77	409,000		
再任用職員	323,200	424,400	479,200

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指 定 職 俸 給 表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第2

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別記第3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

職員の勤務時間に関する報告

一般職の国家公務員のフレックスタイム制は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下「勤務時間法」という。）において規定されており、これまで、研究職俸給表や専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員等一部の職員に適用されてきた。

近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、本院は、より柔軟な働き方を可能とするフレックスタイム制の拡充について、関係者の意見を聴きつつ検討を重ねてきた。

今般、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することが適当であるとの結論に至ったため、勤務時間法に基づき、国会及び内閣に報告するとともに、フレックスタイム制の拡充に関する勤務時間法の改正を勧告することとした。

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

(1) 民間におけるフレックスタイム制をめぐる状況

近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっていることや、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化していること等から、より柔軟な働き方を推進するための取組が進められており、民間企業においては、その選択肢の一つとして、大企業を中心に、フレックスタイム制が採用されている。

(2) 公務における経緯及び拡充の必要性

平成5年に、公務においても、民間企業のフレックスタイム制の導入状況を踏まえ、研究成果の向上や人材確保等への効果が期待できるとして、まず研究職俸給表適用職員及びこれに類する職員（試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員）についてフレックスタイム制が導入され、平成9年には任期付研究員に、また、平成20年には専門スタッフ職俸給表適用職員のうち調査、研究等を主として行う職員に、それぞれ適用された。更なるフレックスタイム制の適用対象の拡大については、公務においては、官庁の開庁時間中には全職員が職場で勤務することが公務能率の確保のために基本となると考えられたことから、引き続いて検討する課題とされてきた。

昨年10月17日には、各府省を構成員とする女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会において「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が決定され、この中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請がなされた。

本院としては、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まり、働き方に対するニーズの多様化、フレックスタイム制の拡充についての各府省等からの要望等を踏まえ、各府省や職員団体等の関係者の意見を聴きつつ、フレックスタイム制拡充による各府省における人事管理や公務運営への影響等をも考慮して検討を重ねてきた。その結果、職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、ひいて

は、公務能率の一層の向上にも資すること、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められている中で、柔軟な勤務形態を導入し、働きやすい環境を整備することは、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資することから、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、原則として全ての職員を対象に、フレックスタイム制を拡充することが適当であるとの結論に至った。

2 フレックスタイム制の拡充に当たっての基本的な考え方

(1) 対象について

始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態の下で職員の能力発揮や公務貢献が期待できるものであることから、拡充するフレックスタイム制の対象は、原則として全ての職員とする。

(2) 適切な公務運営の確保のための配慮

フレックスタイム制の拡充に当たっては、公務には様々な職種があり、職員の利用の仕方も多様となり得ることから、その実施により公務の運営に支障が生じないようにする必要がある。また、公務においては組織的な職務遂行を基本としていることから、適切な公務運営のための体制が確保されるようにする必要がある。

(3) 育児又は介護を行う職員についての特例

育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制については、当該職員が育児や介護の時間を適切に確保できるようにすることを支援するため、

より柔軟な勤務形態となる仕組みとする。

3 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

フレックスタイム制は、原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長が、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る仕組みとするとともに、組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定して各省各庁の長が必要な執務体制を確保できるようにするなど、適切な公務運営の確保に配慮した仕組みの下で実施することとする。

ア フレックスタイム制の適用を希望する職員について、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができることとする。

コアタイムは、適切な公務運営を確保する観点から、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定することとする。

イ 育児又は介護を行う職員については、勤務時間の割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できることとするとともに、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を1日設けることができることとする。また、コアタイムについては、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定することとする。

ウ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により上記ア及びイの新たなフレックスタイム制を適用することができることとする。また、交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外する。

(2) 適用に当たっての考え方

フレックスタイム制は、適切な公務運営を確保しつつ、より柔軟な勤務形態の下で職員的能力発揮や公務貢献が期待できるものであることから、対象職員のうち、希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本となる。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができないとすることとなる。

適用する場合の勤務時間の割振りについては、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振ることとなる。また、育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当である。この場合、フレックスタイム制の活用状況を踏まえ適切な勤務時間管理の工夫等を行うことが求められる。

4 フレックスタイム制を活用していくための留意点

フレックスタイム制が適用される職員において、一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、もって国民に対して一層効率的な行政サ

ービスが提供されることが期待される。

また、フレックスタイム制の枠組みを活かすためには、フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方を推進していくことが重要となる。各省各庁の長は、フレックスタイム制は、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであることに留意し、フレックスタイム制の拡充を契機として、全ての職員について働き方の見直しを行い、超過勤務の縮減に向けて一層積極的に取り組んでいく必要がある。

5 フレックスタイム制の拡充の実施時期

フレックスタイム制の拡充は、平成28年4月1日から実施する。

6 フレックスタイム制の拡充に関する勧告の実施の要請

職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制は、適切な公務運営を確保しつつ、より柔軟な勤務形態の下で職員の能力発揮や公務貢献が期待できるものであり、公務能率の一層の向上にも資することから、原則として全ての職員を対象に拡充することとしたものである。

職員の勤務時間は基本的な勤務条件であり、国会及び内閣におかれては、フレックスタイム制の拡充の意義及び職員の適正な勤務条件を確保するための勧告の役割に理解を示され、別紙第4の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第4

職員の勤務時間の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 職員の申告を考慮して行う勤務時間の割振り

各省各庁の長は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第7条の規定の適用を受ける職員以外の職員（業務の性質上特定の勤務時間を割り振ることを要する職員として人事院規則で定める職員を除く。）について、同法第6条第2項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間以内の期間で人事院規則で定める期間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務時間を割り振ることができること。

(2) 週休日の特例

各省各庁の長は、(1)により勤務時間を割り振られる職員のうち人事院規則で定める職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、人事院規則の定めるところにより、週休日を設けることができること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

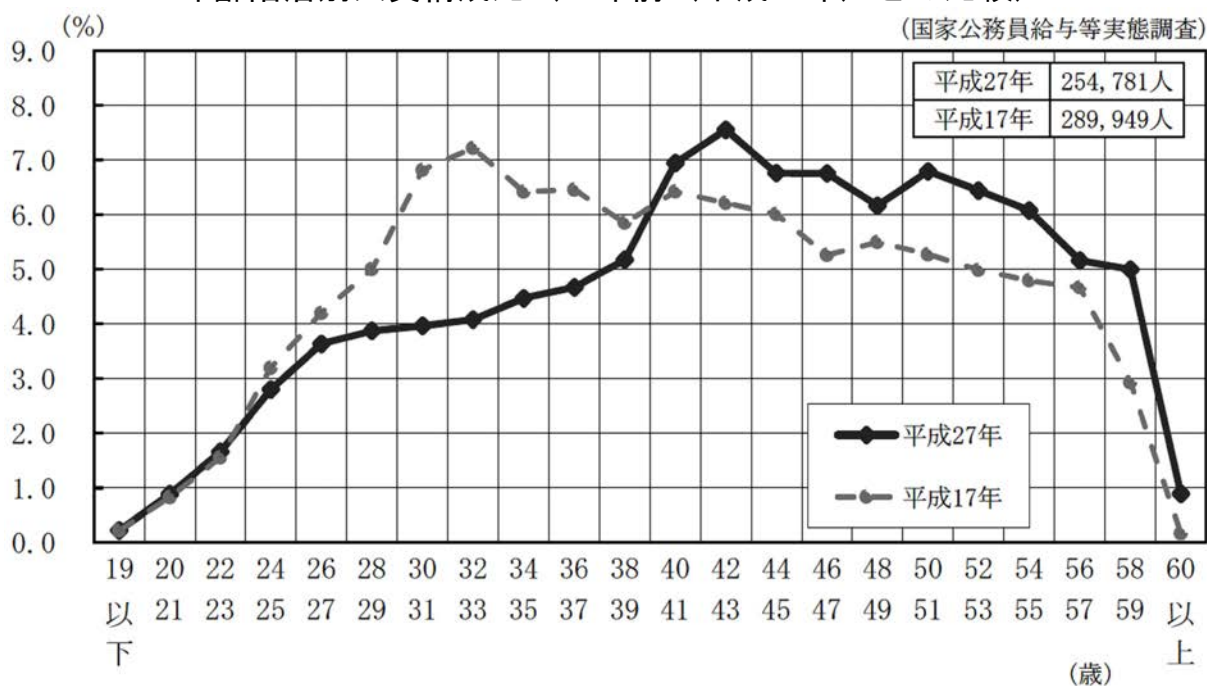
(2) その他所要の措置

この改定に伴い、船員である職員について勤務時間の特例を設けるほか、
所要の措置を講ずること。

公務員人事管理に関する報告

行政においては、経済の再生や地方の活性化等の複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められている。その行政を担う国家公務員の人事管理の基本となる職員の在職状況は、40歳台と50歳台の在職者の割合が20歳台と30歳台の在職者の割合を相当に上回る状況となっている。この要因としては、戦後の急激な行政機構の拡大等に伴う大量採用職員が平成の初頭に退職し、再び多くの職員を新規採用することとなったことに加え、その後、定員削減が行われる中で、退職管理の見直しに伴う職員の在職期間の長期化や近年の採用抑制による若年層の職員の減少等が挙げられる。

年齢階層別人員構成比（10年前（平成17年）との比較）



今後20年間にわたって多くの職員が定年に達することになるなど、このような在職状況が直接又は間接的に国家公務員の人事管理に大きく影響し、将来的に行政に係る経験知・ノウハウの円滑な継承が困難となることが懸念される。将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、次に挙げるような課題に对应していく必要がある。

ア 行政がその課題に的確に対応していくためには、有為な人材を計画的かつ安定的に確保することが必要である。しかしながら、我が国の年齢別人口を見ると若年層が減少していく傾向にあることや、地元志向が強く長時間労働を嫌う若者の気質、更には国家公務員の仕事内容等についての具体的なイメージが十分に浸透していないこと等により、民間企業や地方自治体等との人材獲得の一層の競合の下、国家公務員の人材確保が困難である状況となっている。こうした状況の中、有効な人材確保策を講じていく必要がある。

イ 将来組織の中核となる若手・中堅層の職員について行政官として必要な能力・資質を体系的・計画的に育成することが必要である。そのためには、各職場における職務を通じて行われている人材育成（OJT）に加え、研修を充実させ、あわせて、人事評価の結果を基礎として能力・実績に基づく適材適所の人事配置等を図ることが重要である。職員の計画的育成や個々の能力・適性等に応じた活用は、魅力ある職場づくりにも通じるものと考えられる。なお、組織活力を維持する観点からは、中・高年齢層の職員が公務で培った能力と経験を公務内外で適切に活用することも必要である。

ウ 限られた人的資源の下で職員一人一人の能力を十全に活用し、効率的な職務遂行を推進するとともに、有為な人材を確保する観点からも、働き方の改革は喫緊の課題である。これは、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じて、公務における女性の活躍推進にも資するものである。また、行政需要への対

応のみならず、働き方の改革にも応じた定員の確保は、ワーク・ライフ・バランスの観点からも必要なものとする。

エ 来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、本年度の定年退職者からは、定年退職から年金支給開始まで最長2年間となることを踏まえ、雇用と年金の接続の在り方を検討する必要がある。その際には、今後20年間にわたって多くの職員が定年に達することを念頭に置き、これらの職員をより本格的に活用するなど中・長期的に公務組織が持続可能なものとなるよう検討することが肝要である。

本院としては、このような課題に対し、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、昨年由国家公務員法等の改正後においても引き続き人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担うこととされた第三者・専門機関の責務として、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めてまいりたい。

以下において、これらを踏まえた人事行政上の個別課題についての本院の取組の方向性を報告する。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

多様な有為の人材を公務に確保するために、まずは、より幅広い層の者に、国家公務員採用試験を受験してもらうことが必要であり、本院としては、広く国家公務員の仕事内容、キャリアパス等について具体的イメージを持ってもらえるよう、各府省と連携して、積極的に広報し、公務の魅力を発信していく。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化する。

さらに、これまで採用者数の多かった専攻分野以外の分野からも有為な

人材を幅広く採用できるよう、平成28年度から、国家公務員採用総合職試験「政治・国際」区分の試験内容を見直すこととしており、引き続き、受験者等に向けて、その内容を積極的に周知していく。

公務においては引き続き、新規学卒者を採用し部内で育成していくことが基本となるものと考えられるが、一方で、前述のとおり、20歳台及び30歳台の在職者の割合が少なくなっていることも踏まえ、中途採用のための試験である経験者採用試験の積極的な活用を各府省に促すとともに、受験者を増やすための広報活動を拡充していくこととする。

(2) 女性の採用・登用の拡大

女性の採用者数を着実に増加させていくため、より多くの優秀な女性に国家公務員採用試験を受験してもらうよう誘致活動を強化していくことが重要である。本院は、従来から意欲ある女性を公務に一層誘致するための取組を行っているところであり、今後とも、各府省、大学等と連携しつつ、より多くの女子学生等に対して、各府省の業務概要、仕事のやりがい等を説明する「女性のための公務研究セミナー」、行政の第一線で活躍する女性行政官が現在携わっている仕事の魅力や勤務の実情等について語る「女性のためのトークライブ」といった各種人材確保活動等を通じた働きかけを行っていく。

また、将来、本府省や地方機関の管理職員となり得る女性職員の人材の層を拡大するため、昨年度から、女性職員を対象とする研修を拡充するとともに、女性職員が働きやすい勤務環境整備の一環として、各職場における人事管理・人材育成に責任を有する管理職員を対象とする意識啓発のためのセミナーを新たに実施している。今後とも、女性職員を対象とする研

修においてロールモデル（先輩女性職員）を講師に招いた意見交換や職場での研修成果実践後の報告会を行い、管理職員を対象とする意識啓発のためのセミナーにおいて女性幹部職員を招いた意見交換を行うなど、各自が研修を通じて考え、実践することをねらいとした多様な取組を通じ、意欲と能力のある女性職員の一層の登用につなげていくこととしたい。

(3) 研修の充実

近年、定員合理化や社会経済情勢の変化等により公務運営の環境が一層厳しくなる中で、職員の育成が、従来行われてきた各職場における職務を通じた人材育成（O J T）では十分に行うことが困難になってきており、職場を離れて他府省等の職員と能力を高める機会となる研修（O f f - J T）の役割が重要になっている。こうした状況の下、本院は、従来から国民全体の奉仕者にふさわしい多角的な視点や倫理感等を有する国家公務員を育成する観点に立ち、府省横断的な研修を実施してきており、昨年における改正後の国家公務員法においてもその役割を果たすことが求められている。本院としては、引き続き各府省の人材育成ニーズも踏まえつつ、国民全体の奉仕者たる公務員を育成するため、研修の充実に努めていく。現在、学識経験者から構成される「公務における人材育成・研修に関する研究会」（座長：原田久立教大学法学部教授）において、公務員として求められる能力・資質を醸成するための人材育成の在り方と人事院研修が担うべき役割、研修の充実に向けた取組方策等について検討が行われている。本院としては、その検討結果を踏まえ、具体策を検討していく。

当面、総合職試験等に基づく採用者数の大幅増に対応して、初任行政研修や3年目フォローアップ研修を一層充実させていくとともに、国際的な

業務に対応できる人材育成の一環として、英語を使用言語として行う行政研修（課長補佐級）国際コースの着実な実施等に努めていくほか、職員のマネジメント能力を高めることを主眼とした研修機会の拡充を図ることとしている。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

採用年次や採用試験の種類等にとらわれず、職員の能力・実績に基づいた人事配置や昇進管理、処遇を行うことが職員の士気を高め、組織活力を保つためにも重要である。

能力・実績に基づく人事管理の基礎となる重要な仕組みが人事評価制度であり、平成21年の導入以来、その定着に向けた取組が行われている。任免や給与等の制度を担当する本院としては、引き続き、様々な機会を捉えて、人事評価の結果が任免、給与等へ適切に活用されるよう、各府省の人事担当者等に対する支援、指導等の取組を行っていく。

また、公正かつ適正な人事評価の実施を通じた人材育成に資するため、各府省人事担当者等を対象に指導者養成コースとして実施している評価能力向上研修を通じ、評価や面談に関する実践的な知識及び技法を評価者となる各府省の管理職員が十分に習得するよう努めていく。さらに、部下の能力向上に取り組む際に管理職員として留意すべきポイント等を確認し、参加者同士の経験の共有や意見交換により相互に啓発し合う研修の機会を提供していく。

なお、人事評価及びその活用に対する苦情を適切に解決していくことは、公務能率の維持・増進の観点からも重要であり、本院としても、苦情相談に関する府省連絡会議の場等を通じ、各府省との連携、協力を強化しつつ、

苦情相談体制の一層の充実を図ることとする。

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態の下で職員の能力発揮や公務貢献が期待できるものであることから、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充することとし、勤務時間法改正の勧告を行うこととした。

(2) テレワークの推進

公務におけるテレワークの推進については、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、本年1月、2020年度を目標年次とする「国家公務員テレワーク・ロードマップ」が決定され、政府全体としての取組が進められている。本院においても、制度面での取組として、テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、テレワークを行う職員の勤務時間管理、サービス管理等の在り方、超過勤務を抑制するための措置等について、各府省や職員団体等の関係者の意見を聴きつつ、引き続き検討を進めることとする。

(3) 長時間労働慣行の見直し

公務における超過勤務の縮減は、勤務環境の整備に係る重要な課題として長年取り組まれてきたが、近年、ワーク・ライフ・バランスの推進、人材の確保等が重視される中で、職員の健康保持のみならず、これらの観点

からもその重要度が増している。また、フレックスタイム制の拡充に際しては、勤務時間管理を徹底することにより、恒常的な超過勤務が生じないように留意する必要がある。

本院が昨年民間企業に対して実施した調査により残業の削減のための取組状況を見ると、残業時間の削減率が高い企業では、残業の削減に最も効果を上げている取組として、従業員への働きかけ・残業削減の取組の周知や業務の見直し・効率化に加えて、上司に対する指導を挙げる割合が比較的高いこと等が認められた。

また、本院が昨年職員に対して実施した超過勤務に関する調査によると、超過勤務の要因と考えられるものとしては、本府省では国会関係業務等の他律的業務を、本府省以外では人員配置上の制約を挙げる割合が高く、組織として実施してほしい取組としては、業務の過程や内容の合理化・効率化、柔軟性のある人員配置のための工夫を挙げる割合が高かった。

これらを踏まえると、事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底を進めるとともに、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の取組をより一層推進する必要がある。また、超過勤務の多い職員には特に健康保持への配慮を行うとともに、他律的な業務の比重が高い部署においても年720時間を超える超過勤務を行う職員が生じないように、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要がある。国会関係業務等の行政部内を超えた取組が必要なものについては、引き続き関係各方面の理解と協力を得ながら改善を進めていくことが重要である。あわせて、年次休暇の取得日数が少ない府省・職員を中心に、年次休暇の取得促進にも取り組んでいく必要がある。

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

ア 家庭における男女の役割分担に関する意識を変えていくことは、女性の家庭における負担を減らし、女性が職場において十分に能力を発揮するための前提となることから、社会における女性の活躍推進の観点からも重要である。

公務においても、各府省に対して、家庭における男女の役割分担に関する意識改革の推進や、男性職員が両立支援制度を一層活用するよう幹部職員から働きかけを行うこと等を要請し、男性職員の両立支援制度の活用促進を図る。

イ 育児については、育児休業のほか、勤務時間の一部を短縮できる制度である育児短時間勤務、育児時間等の両立支援制度があるが、小学生の子を養育する職員を対象としていないことから、小学生の子の登下校の送迎等のため、対象範囲を小学生の子にまで拡充してほしいとの要望が寄せられている。

原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制が拡充された場合には、小学生の子を養育する職員はフレックスタイム制の枠組みの中で、相当程度柔軟な働き方が可能となることから、これらの活用状況を見ながら、引き続き、民間の状況、公務運営への影響等を精査しつつ、育児のための両立支援策等の拡充について検討を進める。

ウ 今後、職場で責任ある業務を分担している40歳台、50歳台の職員の中で、介護に関わる職員が増加することが想定され、仕事と介護との適切な両立を図っていくことは極めて重要となる。このため、介護サービスや介護支援に関するセミナーを開催し、必要な情報の提供等を行う。また、現在、民間の介護休業制度について見直しが議論されていることか

ら、その動向も考慮しつつ、公務における介護休暇等の在り方について引き続き検討を進める。

(5) 心の健康づくりの推進

心の健康の問題により1箇月以上の期間勤務しなかった長期病休者は長期病休者全体の6割を超え、依然として高い水準にある。そのため、心の健康づくり対策として、引き続き1次予防（心の不調者の発生防止）、2次予防（早期発見・早期対応）及び3次予防（円滑な職場復帰と再発防止）を各府省と連携しながら総合的に進めていくとともに、そもそも心の不調者の発生を未然に防ぐことが最も望ましいとの観点から、1次予防により一層力を入れていく。

具体的には、労働安全衛生法等の改正により事業者に常時使用する労働者に対して医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に応じて本人からの申出による面接指導の実施を義務付けること等を内容とするストレスチェック制度が創設されたことを踏まえ、公務においても、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入する。

また、セルフケアに関する知識を身に付けるための自習用eラーニング教材の改訂、職場のストレス要因等を職場単位で把握・改善するための職場環境改善の取組等を引き続き推進していくこととする。

(6) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）やいわゆるパワー・ハラスメント（以下「パワハラ」という。）等のハラスメントを

防止していくことは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。公務の職場においては、セクハラやパワハラはあってはならないものとの意識は相当高まってきていると認められるものの、本院への苦情相談件数の相当数を占めるなど、依然としてハラスメントが職場において問題となっている状況にある。

セクハラ防止対策を効果的に進めていくためには、職員一人一人のセクハラ防止に関する意識啓発が極めて重要である。引き続き、セクハラ防止シンポジウムや講演会の開催等の取組を進めていくとともに、各府省における相談窓口の職員への周知浸透やセミナーを通じたセクハラ相談員のスキルアップ等、職員が相談しやすい苦情相談体制の充実を図っていく。

また、パワハラは、職場内秩序を乱し、各組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、上司から部下への不用意な言動によって、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものである。パワハラを防止していくため、パワハラを分かりやすく説明した啓発資料の職員への配布等、職員一人一人のパワハラ防止に関する意識啓発をより一層推進していく。

さらに、本年秋に予定されている国際シンポジウムにおいて、職場におけるハラスメントについて先進的な取組を行っている主要国の人事行政機関の幹部職員を招へいし、ハラスメント防止についての示唆を得ることとしている。

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

(1) 雇用と年金の接続をめぐる状況

年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続のための措置については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用するものとされている。また、同閣議決定においては、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、本院が平成23年に行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこととされ、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則においても、政府は、平成28年度までに、本院の意見の申出を踏まえつつ、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

(2) 国家公務員の再任用の状況

本年度における給与法適用職員の再任用の状況は、再任用職員の総数が約9,700人であり、昨年度に比べて約12%（一昨年度に比べて約42%）増加している。また、昨年度定年退職者のうち再任用希望者の割合は約54%となっている。

再任用職員の勤務形態を見ると、行政職俸給表(一)の再任用職員では、フルタイム勤務が約17%、短時間勤務が約83%となっている。このうち、昨年度に定年退職し本年度に再任用される職員については、フルタイム勤務が約30%、短時間勤務が約70%となっており、この短時間勤務の職員のうち約27%は希望に反して短時間勤務となっている者である。なお、公安職俸給表(一)及び専門行政職俸給表の再任用職員では、フルタイム勤務の

割合がそれぞれ約98%、約72%となっている。

また、再任用職員が就いているポストについて行政職俸給表(一)で見ると、定年前より職責が低い係長級又は主任級が約83%を占め、補完的な業務を担当する傾向が続いている。

(3) 民間企業の継続雇用の状況

平成26年の「高年齢者の雇用状況」(厚生労働省)によると、民間企業では約82%の企業が再雇用制度等の継続雇用制度を導入している。

本院が昨年実施した「民間企業の勤務条件制度等調査」によると、平成25年度中に定年退職し再雇用された者については、フルタイム勤務が約92%、短時間勤務が約8%となっている。また、定年退職時と同格の職に再雇用者を配置したケースのある企業の割合は管理職級の定年退職者で約50%、非管理職級の定年退職者で約63%となっている。

(4) 再任用職員の能力及び経験の活用の在り方

国家公務員の雇用と年金の接続については、平成23年に行った意見の申出を踏まえ、高齢層職員の能力及び経験の活用の観点から適切な措置が講じられる必要がある。

現在、国家公務員の雇用と年金の接続は、当面の措置として再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用するものとされているが、(2)で述べたとおり、昨年度に定年退職し本年度に再任用される行政職俸給表(一)の職員についてはフルタイム勤務が約30%であり、フルタイム中心の勤務となっている民間企業の状況とは大きく異なっている。また、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、本年度の定年退職者からは、

定年退職から年金支給開始まで最長2年間となることから、再任用希望者の増加が見込まれる。

(2)で述べたとおり、本年度における再任用は、昨年度に引き続き、希望に反して短時間勤務となる再任用職員が一定割合存在するほか、再任用職員の職務が補完的であるといった状況となっており、現在のような再任用の運用では、公務能率や職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が深刻化するおそれがある。

また、前述のとおり、公務における職員の在職状況は、40歳台と50歳台の在職者の割合が20歳台と30歳台の在職者の割合を相当に上回る状況となっており、今後20年間にわたって多くの職員が定年に達することになるなど、このような在職状況が直接又は間接的に国家公務員の人事管理に大きく影響し、将来的に行政に係る経験知・ノウハウの円滑な継承が困難となることも懸念される。

このような問題に対処するためには、公務においても民間企業と同様にフルタイム中心の勤務を実現することを通じて、再任用職員の能力及び経験を職務執行の中で本格的に活用していくことが必要である。

このため、各府省においては、今後の再任用希望者の増加、若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等も考慮し、それぞれの定員事情や人員構成の特性等を踏まえた計画的な人事管理に努めるとともに、当面、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置や組織内での適切な受入体制の整備等を進める必要がある。なお、これらの取組に当たっては、民間企業と異なり国の場合は厳格な定員管理があるため困難な面があるとしても、上記のような問題に対応する必要性が高まっていることから、フルタイム中心の勤務の実現に向けた一層の工夫が求められると考える。

本院としては、引き続き公務内外における高齢期雇用の実情等の把握に努めつつ、各府省において再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組むとともに、意見の申出を踏まえ、雇用と年金の接続の推進のため、関連する制度を含め、適切な措置がとられるよう、引き続き必要な対応を行っていくこととしたい。